

川越市理容師法施行条例及び川越市美容師法施行条例の一部改正
(案) に対するご意見と本市の考え方について

上記(案)について、平成29年9月8日から同年10月7日までの間、ご意見を募集したところ、1名からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方について、次のとおりお知らせします。

意見の概要	本市の考え方について
指定の講習会を受けるために、理容師及び美容師の資格証明を要件として欲しい。	出張理容及び出張美容を行う場合、事前の届出を義務付けており、その際に理容師免許又は美容師免許の確認を行っています。
指定の講習会を受けるために基準として、賠償責任保険の加入を要件として欲しい。	衛生講習会は衛生の確保及び向上を図るために実施するものであり、事故に備えるための賠償責任保険の加入を受講の要件とすることは難しいと考えます。